

CoolQoo レンタル利用規約

レンタル利用規約

当サイトで募集するレンタル契約の申込者（レンタル商品の借主・以下「甲」という）とレンタル商品の貸主・プレミアムウォーター株式会社（以下「乙」という）は、甲が当サイトを通じて選択したレンタル商品（以下「レンタル商品」という）に関し、以下の利用規約に基づきレンタル契約（以下「本契約」という）を締結するものとする。

第1条（契約の申込み及び成立）

1. 本契約の申込は、甲が当サイトを通じて行い、それに基づく本契約の成立時期は、甲による本契約の申込後、乙が第5条第1項に基づいてレンタル商品の新規設置を完了した時点とする。
2. 甲が第5条第1項による新規設置日時の決定時点から新規設置完了前までの間に、本契約の申込を撤回する場合には、乙に対し、第13条に従い申込撤回料を支払う。
尚、乙がレンタル商品の新規設置を完了した時点以降は、甲は本契約申込の撤回をすることはできない。

第2条（レンタル料金及びその算定方法並びに支払方法）

1. 本契約におけるレンタル料金は、後記【料金・費用一覧】表記載のレンタル料金に消費税相当額を加算した金額とする。尚消費税率の改定が実施される場合には、実月以降のレンタル料金は、所定のレンタル料金に税率改定後の消費税相当額を加算した金額とする。
尚、消費税率の改定実施日が次項に規定する算定期間の2日目以降である場合には、レンタル料金の改定は、消費税率改定実施日を含む算定期間の翌算定期間分から行うものとする。
2. 本契約に基づくレンタル料金は、レンタル商品設置日を起算日とする1か月間（以下「算定期間」という）毎に当月分を算定する。
3. 甲が、レンタル料金の支払方法として、12, 24, 36回一括払を選択する場合には、後記【料金・費用一覧】表記載の12, 24, 36回一括払金額を第5条第1項に基づくレンタル商品新規設置日までに乙の後記金融機関口座に振込み支払うものとし、37回目以降のレンタル料金については、本来の37回目のレンタル料金支払日から前二項及び次項の規定に従って支払うものとする。
4. 甲は乙に対し、当月分のレンタル料金を次のいずれかの方法により支払う。
 - ① クレジットカード払い
クレジットカード払いとは、甲の指定するクレジットカード決済を利用し、各算定期間末日の翌日を決済日として支払う方法をいう。
この場合、万一レンタル料金決済日に所定金額の決済ができなかった場合には、次回の決済日に合算して決済するものとし、以降も同様とする。
（例えば、設置が2017年5月18日の場合、レンタル料金初回分のクレジット決済日は設置日当日の5月18日となり、以降毎月18日となる。）
 - ② 口座振替払い
口座振替払いとは、甲の指定する金融機関口座から毎月27日に自動振替手続を利用して支払う方法をいい、この場合には、口座振替手数料として、1口座当たり月額

300 円を月額レンタル料金に加算して支払うものとする。

尚、甲が口座振替払いを選択した場合、初月分のレンタル料金については、乙の後記金融機関口座に振り込む方法で支払うものとし、2 か月目以降のレンタル料金を当該算定期間中の 27 日に振替支払うものとする。

また、万一当該振替期日に所定金額の口座振替ができなかった場合には、乙の後記金融機関口座に未払い分のレンタル料金を振り込む方法で支払う、または次回の振替日に合算して振替決済するものとし、以降も同様とする。(※決済代行会社に変更になった場合は当該引き落とし規程は変更後決済代行会社の引き落とし規程に準ずる。)

第 3 条 (保証金)

1. 甲は乙に対し、本契約に基づき甲が乙に対して負担する債務の担保のため、第 13 条に従い保証金を預託する。
2. 乙は、本契約に基づき、甲に対する債権を有するに至った場合には、甲の承諾を要せず、何時にても当該債権と前項の保証金を相殺することができる。
3. 乙は、本契約終了に伴うレンタル商品の返還完了後、甲に対し、第 1 項の保証金を無利息にて返還する。尚、乙が甲に対する債権を有する場合、乙の甲に対する保証金の返還金額は、乙が前項に基づく相殺を完了している場合には相殺後の残額とし、相殺が未了の場合には保証金額から当該債権額を控除した残額とする。

第 4 条 (レンタル期間・解約の申入れ・早期解約手数料)

1. 本契約はレンタル期間の定めのないものとし、甲は乙に対し、本契約成立後は、当サイトを通じ、何時においても、本契約の解約を申し入れることができる。
2. この場合の本契約の終了時期は、甲の当サイトを通じた解約申入日の 2 ヶ月後に当る日を含む算定期間末日の経過により終了する。
(例えば、算定期間が 18 日～翌月 17 日までの場合で、乙の解約手続完了日が 5 月 21 日の場合には、その 2 カ月後に当る 7 月 21 日を含む算定期間末日、つまり 8 月 17 日を経過した時点で終了することになる)
3. 尚、前二項に基づく甲の解約申入れによる本契約の終了が、本契約成立から 36 ヶ月未満の場合には、甲は乙に対して第 13 条に従い早期解約手数料を支払うものとする。

第 5 条 (レンタル商品の新規設置及び移設設置)

1. 乙は、甲から本契約の申込又は契約成立後の移設の申込があった場合には、甲と協議の上、新規設置又は移設設置の実施日時と場所を確定するものとし、同日時と場所に従ってレンタル商品の新規設置又は移設設置を実施する。
2. 乙は、前項に規定する各実施日時・場所の決定、各設置の実施を乙の指定する専門業者に行わせることができる。
3. 前二項の場合、甲は乙に対し、第 13 条に従い設置料又は移設料を支払う。
尚、設置又は移設に際して、サブタンクその他当サイト所定のオプション品を使用する場合には、設置料又は移設料と合わせて、第 13 条に従いオプション品の代金を支払う。

4. 乙は、甲から前項に規定する設置料又は移設料の支払がない場合には、その支払があるまで新規設置又は移設設置を実施しないことができる。

第6条（レンタル商品のメンテナンス）

1. 乙は、レンタル商品の性質上その品質維持のため、新規設置から1年毎にレンタル商品のメンテナンス（本規約において「規定メンテナンス」という）を行う。
2. 甲は、乙に対し、前項に規定する規定メンテナンスの他、任意の時期にメンテナンスを申し込むことができる（本規約において「希望メンテナンス」という）ものとする。
この場合には、甲は乙に対し、第13条に従い希望メンテナンス料を支払う。
3. 乙は、前二項に規定するメンテナンスを乙の指定する専門業者に行わせることができる。

第7条（レンタル商品の瑕疵等）

1. 甲は、前条に規定するレンタル商品の納入・設置完了の都度直ちにレンタル商品及びその設置を検査するものとし、検査の結果、レンタル商品またはその設置に瑕疵が発見された場合には、直ちに乙に通知の上、乙とレンタル商品の交換その他解決方法を協議し、その協議に従って解決するものとし、乙は、レンタル商品の復旧に向けて最大限甲に協力するものとする。
2. レンタル開始後、レンタル商品またはその設置に隠れた瑕疵が発見された場合も前項と同様とする。

第8条（レンタル商品の使用・保管等）

1. 甲は、レンタル商品が表記設置場所に設置された以降、その返還を完了するまで、本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用・保管するものとする。
2. 甲は、レンタル商品の使用・保管中に、その責めに帰すべき事由により、毀損その他レンタル商品に損害を生じさせた場合は、乙に対してその損害を賠償するものとする。
3. 甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、レンタル商品を第三者に使用させてはならない。甲が乙の事前の承諾を得ることなくレンタル商品を第三者に使用させた場合には、甲は乙に対し、甲または当該第三者の帰責事由の有無を問わず、レンタル商品に発生した毀損、汚損その他の損害を賠償する責任を負うものとし、甲が乙の事前の承諾を得てレンタル商品を第三者に使用させた場合には、甲は乙に対し、当該第三者の責めに帰すべき事由に基づいてレンタル商品に発生した毀損、汚損その他の損害を賠償する責任を負うものとする。

第9条（第三者等の損害）

甲は、レンタル商品またはその設置、使用、管理に基づいて甲または第三者が損害を被った場合、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、甲がその責任と費用負担により解決するものとする。

第10条（解除）甲が以下の各号の一に該当する場合、乙は何ら事前の通知・催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ① レンタル料金の支払を怠ったとき
- ② 振り出した手形・小切手が不渡りになったとき

- ③ 他の債務につき、保全処分、強制執行、破産の申立のなされたとき
- ④ 公租公課の滞納処分のなされたとき
- ⑤ 第 8 条第 3 項の規定に反し、乙の事前の承諾を得ないで、レンタル商品を第三者に使用させたとき
- ⑥ 前各号の他、本利用規約に違反したとき

第 11 条（レンタル商品の返還・撤去料）

1. 本契約が解約等により終了した場合には、甲はレンタル商品を直ちに乙または乙の指定する者に返還するものとする。
2. 本契約の終了に際しては、甲は乙に対し、レンタル商品の撤去工事費用として、後記一覧表記載の撤去料にレンタル商品撤去時点の消費税相当額を加算した金額を支払う。
3. 甲がレンタル商品の返還に応じない場合には、乙または乙の指定する者は、甲の承諾なくレンタル商品の設置場所に立ち入り、レンタル商品を撤去して搬出することができるものとする。
4. 前項の場合、甲は、本条第 2 項に定めるレンタル商品の撤去工事費用に加え、損害金として、本契約終了日からレンタル商品返還完了日までのレンタル料金相当額及び 2 ヶ月分のレンタル料金相当額を乙に支払うものとする。
5. 前条第 1 号に該当する場合、甲は、本契約の解除に代えて、乙に対し、レンタル商品を買取取るよう請求することができるものとする。この場合、乙は当該請求に応じるものとし、レンタル商品の買取代金として次の金額を支払わなければならない。

【買取金額一覧】（金額はすべて税込）

レンタル商品名	形式	買取代金
UF ろ過サーバー	床置・卓上	165,000 円
R0 ろ過サーバー	床置・卓上	
R0 水素水サーバー	床置	330,000 円

第 12 条（通知義務）

甲は、以下の各号の一に該当する場合、直ちに乙に通知するものとする。

- ① レンタル商品が故障その他の原因により、正常に作動しない場合
- ② レンタル商品の隠れた瑕疵を発見した場合
- ③ レンタル商品に毀損等損害が生じた場合
- ④ レンタル商品の使用、保管に基づいて、甲または第三者に損害が発生した場合

⑤ 甲に第 10 条各号の事由が発生した場合

第 13 条（保証金、設置料その他本規約に定める費用の金額及び支払方法）

本規約に規定する保証金、設置料その他本規約に定める費用（レンタル料金を除く）の各支払金額は、後記【料金・費用一覧】表の各該当金額に（当該費用の支払時期に適用される）消費税額を加えた金額とし、その支払時期は以下のとおりとする。

尚、保証金には消費税相当額は加えない。

1. レンタル料金の支払方法としてクレジットカード払いを選択した場合下記各費用の各所定決済期日に甲がレンタル料金の支払方法として指定したクレジットカード決済を利用して支払うものとする。

尚、下記所定決済日において、所定金額の決済ができなかった場合には、翌決済日以降の乙が任意に指定する決済日に合算して決算するものとする。

- ① 申込撤回料
申込撤回日以降の乙が任意に指定する決済日
 - ② 保証金、設置料初月分のレンタル料金決済日
 - ③ 移設料
移設を実施した日を含む算定期間末日の翌日
 - ④ オプション品代金オプション品を使用した設置（オプション品のみの場合も含む）又は移設設置の設置料又は移設料の支払日
 - ⑤ 希望メンテナンス料
希望メンテナンスを実施した日を含む算定期間末日の翌日
 - ⑥ 早期解約手数料、撤去料第 4 条に基づく解約の場合には、契約終了日の翌日
第 10 条に基づく解除の場合には、乙の解除通知が甲に到達した日を含む算定期間末日の翌日
 - ⑦ 損害賠償
甲の乙に対する損害賠償金額確定後の乙が任意に指定する決済日
2. レンタル料金の支払方法として口座振替払いを選択した場合
下記各費用の各所定期日までに、乙の指定する金融機関口座に振り込み支払うものとする。
 - ① 申込撤回料
申込撤回日の前日
 - ② 保証金、設置料
保証金、設置料は、レンタル商品の新規設置予定日の前日
 - ③ 移設料
移設料は、レンタル料品の移設設置予定日の前日
 - ④ オプション品代金
オプション品を使用した設置又は移設設置の設置料又は移設料の支払日
 - ⑤ 希望メンテナンス料
希望メンテナンス実施予定日の前日
 - ⑥ 早期解約手数料、撤去料第 4 条に基づく解約の場合には、契約終了日第 10 条に基づく解除の場合には、乙の解除通知が甲に到達した日の翌日尚、第 3 条に基づく解約の場

合、乙は、甲から所定費用全額の支払があるまでレンタル商品の撤去を延期するとともに、甲に対して撤去完了までのレンタル料金の請求をすることができる。

⑦ 損害賠償

甲の乙に対する損害賠償金額確定後の乙が任意に指定する日

第 14 条（管轄の合意）甲及び乙は、本契約に基づくすべての紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【料金・費用一覧】（金額はすべて税込）

レンタル商品名	形式	レンタル料金	12,24,36回一括払	保証金	設置料	移設料	希望メンテナンス料	撤去料	申込撤回料	訪問日変更料	早期解約手数料	各種出張料	
UF ろ過サーバー (床置・卓上)	CPU-900		54,120円	—									
	CPU-900	4,620円	105,600円										1年以内 30,000円
	H		154,440円										
RO ろ過サーバー (卓上)	CPU-900	5,390円	63,360円	—	レンタル1か月分	22,000円※1	19,800円※2	11,000円	11,000円	3,300円+交通費※3	6,600円※5		
CPU-900		124,080円	3年以内 10,000円										
H		182,160円										※4	
RO 水素水サーバー (床置)	CPH-900	9,900円	116,160円 228,360円 336,600円	20,000円									

(金額は税込、保証金・早期解約手数料のみ課税対象外)

- ※1 移設に際し水道配管からの分岐工事を伴わない場合の移設料は、8,800 円となります。
- ※2 希望メンテナンス料の内訳は、フィルター代 13,200 円と出張料 6,600 円となります。
- ※3 訪問日当日キャンセル（不在を含む）は変更料として 3,300 円+交通費を頂いております。
- ※4 早期解約手数料（非課税）は新規設置後 36 ヶ月未満の解約の場合掛かります。
- ※5 不具合、メンテナンス等において、お客様に故意、過失がある場合やお客様ご希望の場合の出張料を頂いております。

【振込用口座の表示】

みずほ銀行 新宿支店（普通）口座番号：2279993

口座名義：プレミアムウォーター（カ

最終更新：2021/10/1